

# 登記手続案内のご案内

## 登記申請に関する手続案内は 完全予約制です

名古屋法務局では、**対面、電話、ウェブ（本局のみ）**による登記手続案内を行っています。  
ご予約のないお客様は、ご利用いただけません。

### 登記手続案内時間

**9時** から **12時** まで **13時** から **16時** まで

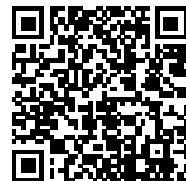
**（土・日・祝日・年末年始の休日を除く。）**

登記手続案内時間は登記所により異なる場合がありますので、あらかじめお問合せください。

### 登記手続案内予約方法

下記の一覧表から**ご希望の法務局へお電話ください。**

法務局の管轄は、ホームページ又は窓口に備え付けてある「登記管轄一覧」をご確認ください。



ウェブによる登記手続案内を希望される場合

名古屋法務局ホームページ「ウェブ登記手続案内について」をご覧ください▶▶▶

庁名	所在	電話番号
名古屋法務局※	〒460-8513 名古屋市中区三の丸2-2-1（名古屋合同庁舎第1号館）	052(952)8111
熱田出張所	〒456-0031 名古屋市熱田区神宮4-8-40	052(671)5221
名東出張所	〒465-0051 名古屋市名東区社が丘4-201	052(703)2322
春日井支局	〒486-0844 春日井市鳥居松町4-46	0568(81)3210
津島支局	〒496-0047 津島市西柳原町3-10	0567(26)2423
一宮支局※	〒491-0842 一宮市公園通4-17-3（一宮法務合同庁舎）	0586(71)0600
半田支局	〒475-0817 半田市東洋町1-12	0569(21)1095
岡崎支局※	〒444-8533 岡崎市羽根町字北乾地50-1（岡崎合同庁舎）	0564(52)6415
刈谷支局	〒448-0858 刈谷市若松町1-46-1（刈谷合同庁舎）	0566(21)0086
豊田支局※	〒471-8585 豊田市常盤町1-105-3（豊田合同庁舎）	0565(32)0006
西尾支局	〒445-8511 西尾市熊味町南十五夜60	0563(57)2622
豊橋支局※	〒440-0884 豊橋市大国町111（豊橋地方合同庁舎）	0532(54)9278
豊川出張所	〒442-0067 豊川市金屋西町3-3	0533(86)2097
新城支局	〒441-1385 新城市字八幡11-2	0536(22)0437

(注) 上記の※印記載の登記所においては、会社・法人の登記手続案内を行っていますが、一宮・豊田・豊橋の各支局では登記申請ができません。  
お問合せの内容によっては、管轄登記所(名古屋法務局法人登記部門・岡崎支局)をご案内させていただくことがありますので、ご了承願います。

※ 聴覚に障がいのある方は、名古屋法務局ホームページのお問合せメールをご利用ください。  
<https://houmukyoku.moj.go.jp/houmukyokumail/iken.php?id=023>



# 登記手続案内を利用されるお客様へのお願い ～以下の内容に同意の上、ご予約ください～

## ご利用は20分以内です

**1回の登記手続案内は20分以内です。**時間の延長はできません。

多くの皆様に登記手続案内をご利用いただけるよう20分で終了とさせていただきます。

予約時間に遅れた場合や、お電話が繋がらなかった場合、ウェブ会議サービスへの接続が確認できない場合も、当初予約いただいた時間の範囲で終了します。

なお、予約時間から10分以上遅れて来庁された場合、お電話が繋がらない場合、ウェブ会議サービスへの接続が確認できない場合は、キャンセルされたものとさせていただきます。

## ご利用は申請人ご本人に限ります

**登記手続案内をご利用いただけるのは、申請人ご本人に限ります。**

法令上代理申請を行う資格のない方（税理士、行政書士等）は、ご利用いただけません。

ご利用いただく際に、本人確認を行う場合がありますので、ご協力ください。

## 申請書等をご自身で作成してください

登記手続案内では、法務局ホームページに掲載されている代表的な申請書の様式をご案内し、一般的な記載内容や添付書類についてご説明しますが、**個別の事案に沿ったアドバイスは行いません**ので、申請書や添付書類は、ご自身で作成してください。

## 事前の審査はできません

登記手続案内では、申請前の書類の不備（添付書類や記載内容の確認など）について**事前に審査することはできません**。

また、申請の前提となる登記原因の事実や法律行為の有効性についての判断及びアドバイスは行いません。

## 補正の可能性があります

**登記手続案内は、申請内容の適合性や登記の完了を保証するものではありません。**

登記申請後、登記官が法律に基づいて申請内容の審査をした結果、記載内容の訂正や添付書類の追加提出が必要になる場合があります。

## 関係書類をあらかじめご用意ください

登記手続案内をご利用いただく際は、**現在の登記内容が分かるもの（登記事項証明書又は登記事項要約書）をあらかじめご用意ください**。また、お手元にある関係書類をご用意ください。

### ○ 不動産登記手続における関係書類の例

登記事項証明書、地図等証明書、登記済証（権利証）又は登記識別情報通知、戸籍謄本又は戸籍証明書、固定資産税の納税通知書など

### ○ 商業・法人登記手続における関係書類の例

登記事項証明書、定款又は寄附行為、議事録など

## 登記に関する申請書の様式について

登記申請書の様式は、法務局のホームページに掲載しておりますので、ご利用ください。

※「**法務局 申請書**」で検索してください。

法務局 申請書

検索

## ご自身で申請書等を作成することが難しい場合は・・・

登記手続案内をご利用いただいて申請した場合でも、登記を完了させるまでに複数回来庁していただく場合があります。お時間のない方やご自身での手続が難しいと思われる方は、司法書士や土地家屋調査士に登記申請の手続代理を依頼することもできますので、ご検討ください。

愛知県司法書士会（電話ガイド）

☎ 050-3533-3707（10:00～13:00）

愛知県土地家屋調査士会

☎ 052-586-1200

愛知県司法書士会

検索

愛知県土地家屋調査士会

検索